

地上デジタル放送を受信するための 簡易なチューナーの無償給付などの支援について

地上デジタル放送を見るために。

2011年7月までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。それまでにみなさまのテレビを「地上デジタル放送」対応にかえていただく必要があります。

地上デジタル放送の番組を見るためには、地上デジタルテレビに買いかえるか、お手持ちのアナログテレビに「地上デジタルチューナー」をつなぐなどの必要があります。

今回、そのための簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

1 どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

2 誰が支援を受けられるのですか？

日本放送協会（NHK）の受信料が全額免除の世帯で、以下の世帯が対象です。

- ① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ② 市町村民税が非課税となる障害者の世帯
- ③ 社会福祉事業施設に入所されている人

3 支援の内容は？

- ① 簡易なチューナーを無償で給付します。（※テレビは給付しません。）

→ 今お持ちのテレビ（アナログテレビ）につなぐことで、地上デジタル放送を受信することができる簡易なチューナーを差し上げます。基本的に、お住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。

- ② アンテナ工事などが必要な場合はその支援も行います。

→ 室内アンテナの無償給付、または屋外アンテナの無償改修などを行います。

4 支援の開始時期は？

平成21年秋以降を予定しています。

5 支援の申込先は？

平成21年夏ころに申込みの受付を開始する予定です。

申込先が決まり次第、申込方法とあわせて、お知らせします。

※注意していただきたい点について※

- 支援を受けるには、NHKと受信契約を結び、全額免除を受けることが必要です。なるべく早めに契約手続等をお願いします。
- 支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の精算はできません。
- 共同受信施設の各世帯が負担する改修経費への支援は、施設の設置者（管理者）の協力をいただくことが原則となります。その上で、見積書などの工事関係書類や、請求書（または領収書）などの証拠書類が必要となります。
- 地上デジタル放送が始まっていない地域の方は、デジタル放送開始後に支援を行うことになります。

地デジであなたをだます **詐欺** にご注意！

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。

身におぼえのない工事や代金請求にはご注意ください。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、総合通信局（総務省の地域機関）、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

この支援に関してのお問い合わせ先

- 【支援策全体】 総務省地デジコールセンター： [0570-070101](tel:0570-070101)
(上記ナビダイヤルがご利用になれない場合 03-4334-1111)
- 【NHKとの契約、受信料免除手続】 NHK視聴者コールセンター： [0570-077077](tel:0570-077077)
(上記ナビダイヤルをご利用になれない場合 044-871-8444
または 06-6910-3315)